

最近の米の需給状況等について

令和8年9月
農林水産省九州農政局（鹿児島県拠点）

米政策の変遷

- ・ 「食糧管理法（昭和17年）」から
「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）（平成7年）」
への移行。国の全量管理から民間流通主体の制度へ

- ・ 平成14年12月 「米政策改革大綱」を決定（食糧法の改正）

◎米づくりの本来あるべき姿の実現

効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、
多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、
安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われる

国が客観的な需給情報を策定し、公表（行政による助言・指導）

農業者・農業者団体（生産調整方針認定者）が自主的・主体的に需要に応じた生産

→ 国（行政）による転作面積の配分を廃止し、当分の間、生産数量目標の配分を実施

客観的な需要予測を基礎に「生産数量目標」を設定（当分の間、行政と農業者団体の両ルートで配分）

補助金の地区達成要件等は廃止

→ 水田政策に関連する主な支援

平成16年産～ 産地づくり交付金（生産調整達成要件あり）

平成22年産～29年産 米の直接支払交付金（生産調整達成要件あり）※

平成22年産～ 水田活用の直接支払交付金（生産調整達成要件なし）

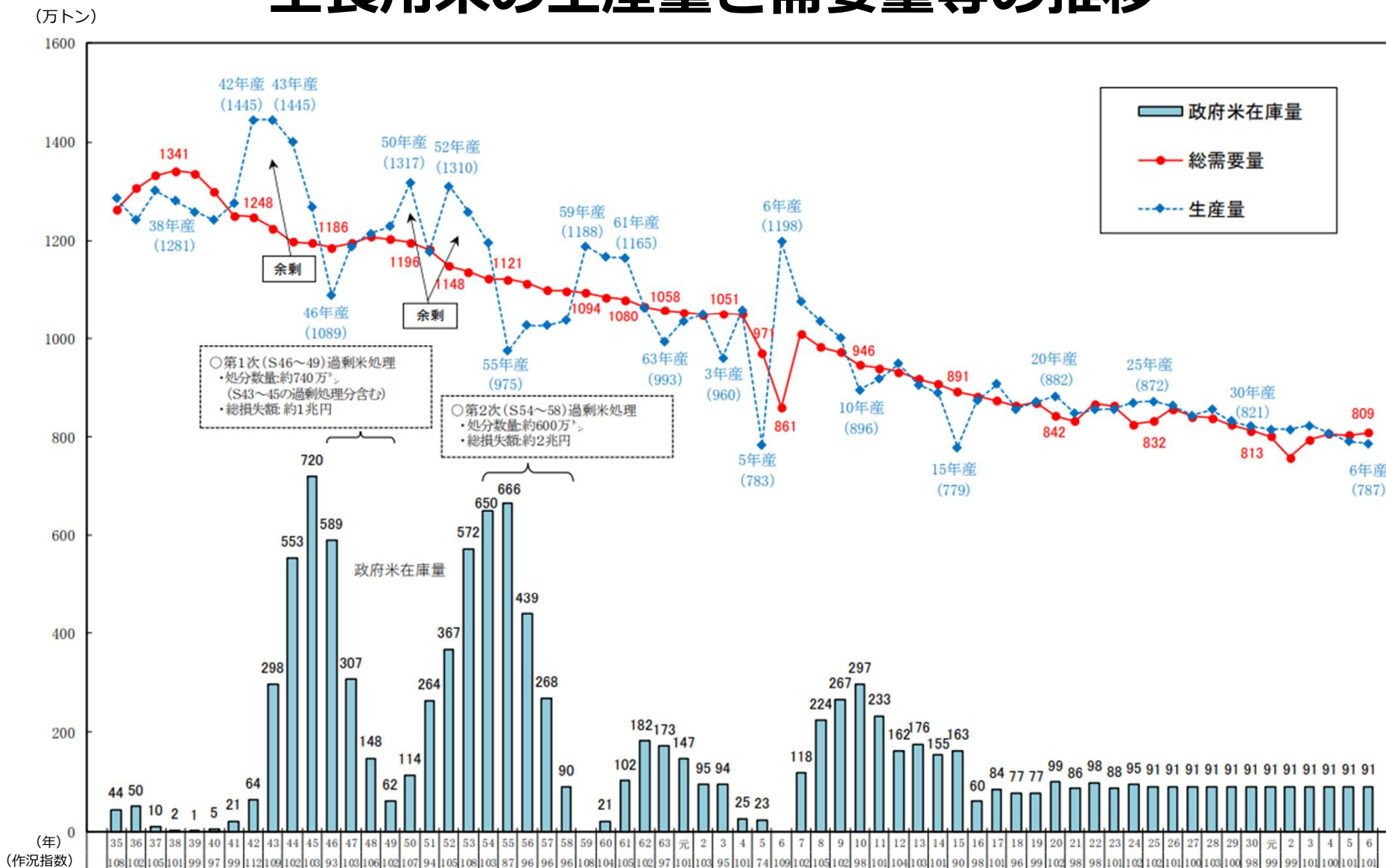
※ 平成30年産から、行政による「生産数量目標」の配分廃止

国は、客観的な需給見通し、きめ細かな情報を公表

協議会で主食用米や戦略作物等の作付方針を検討、農業者への情報提供

農業者自らの経営判断に基づき作物を選択し、需要に応じた生産

主食用米の生産量と需要量等の推移



- 注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 4. 総需要量は、「食料需給表」(4月~3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米・米粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 5. 生産量は、「食料需給表」における国内生産量(「作物統計」の水陸稲の収穫量の合計に、飼料用米の数量を加えた数量)である。

食料自給率の推移

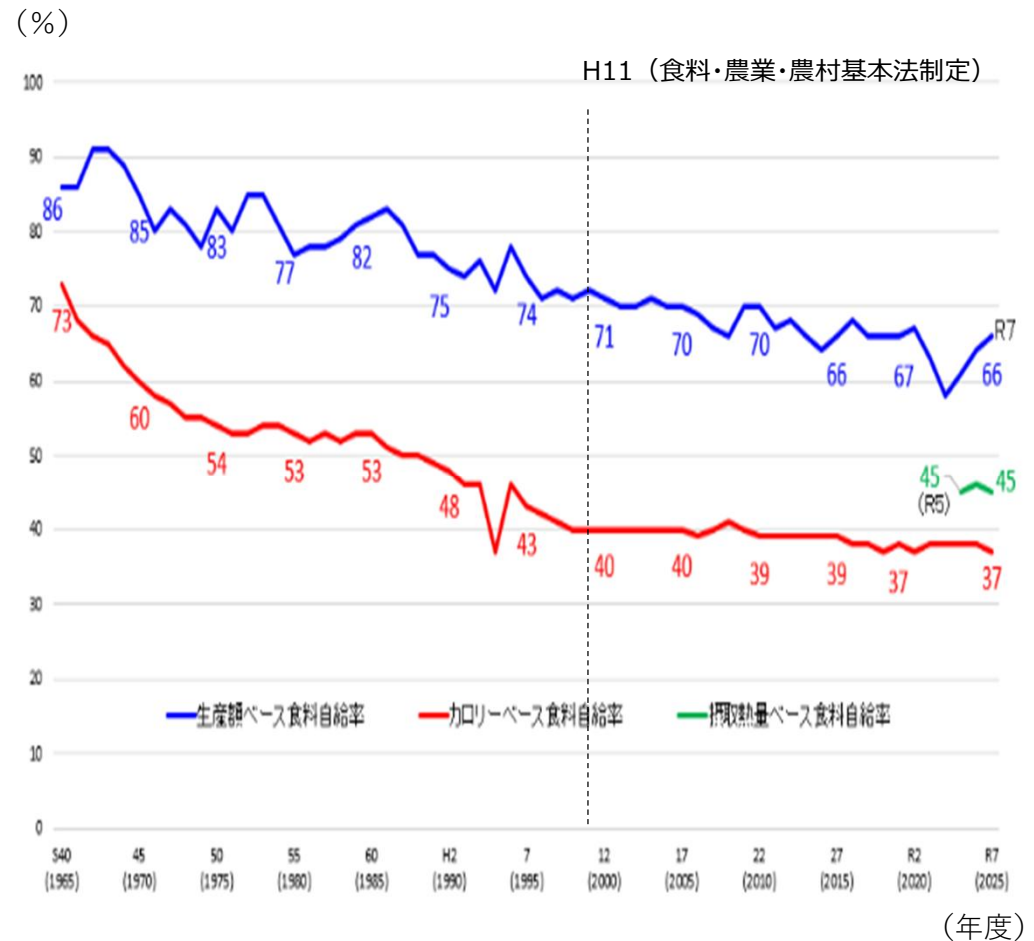
食料自給率（カロリーベース）は、
米中心の「日本型食生活」からパンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化の影響等により、
昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

食料自給率

$$= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$

$$= \frac{\text{国内生産（輸向向けの生産を含む）}}{\text{国内生産（同上）} + \text{輸入} - \text{輸出} \pm \text{在庫増減}}$$



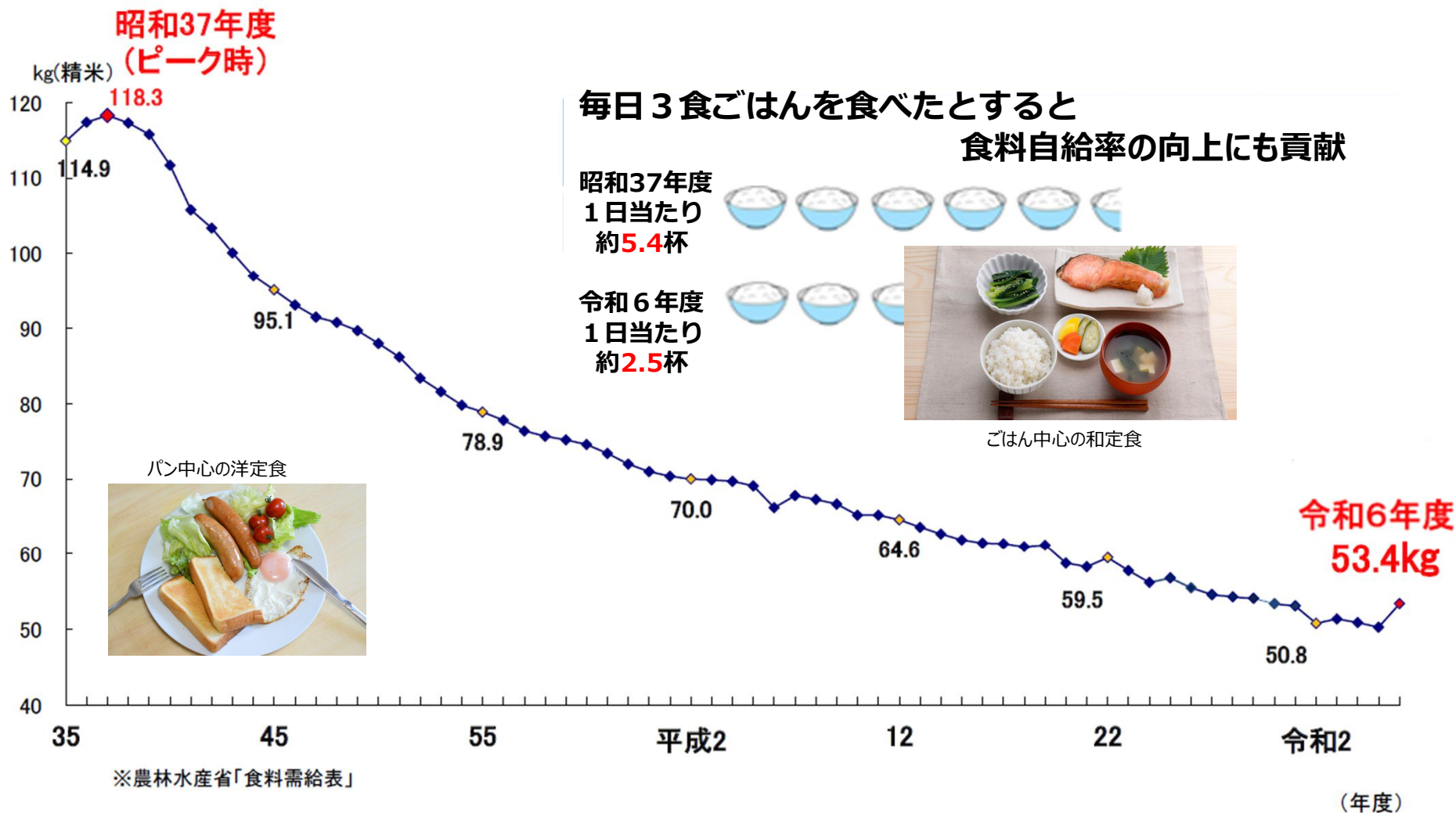
(参考) 米の一人当たり年間消費量

S37年 : 118.3kg → R7年 : 52.0kg

(茶わん約5.4杯/日) (茶わん約2.4杯/日)

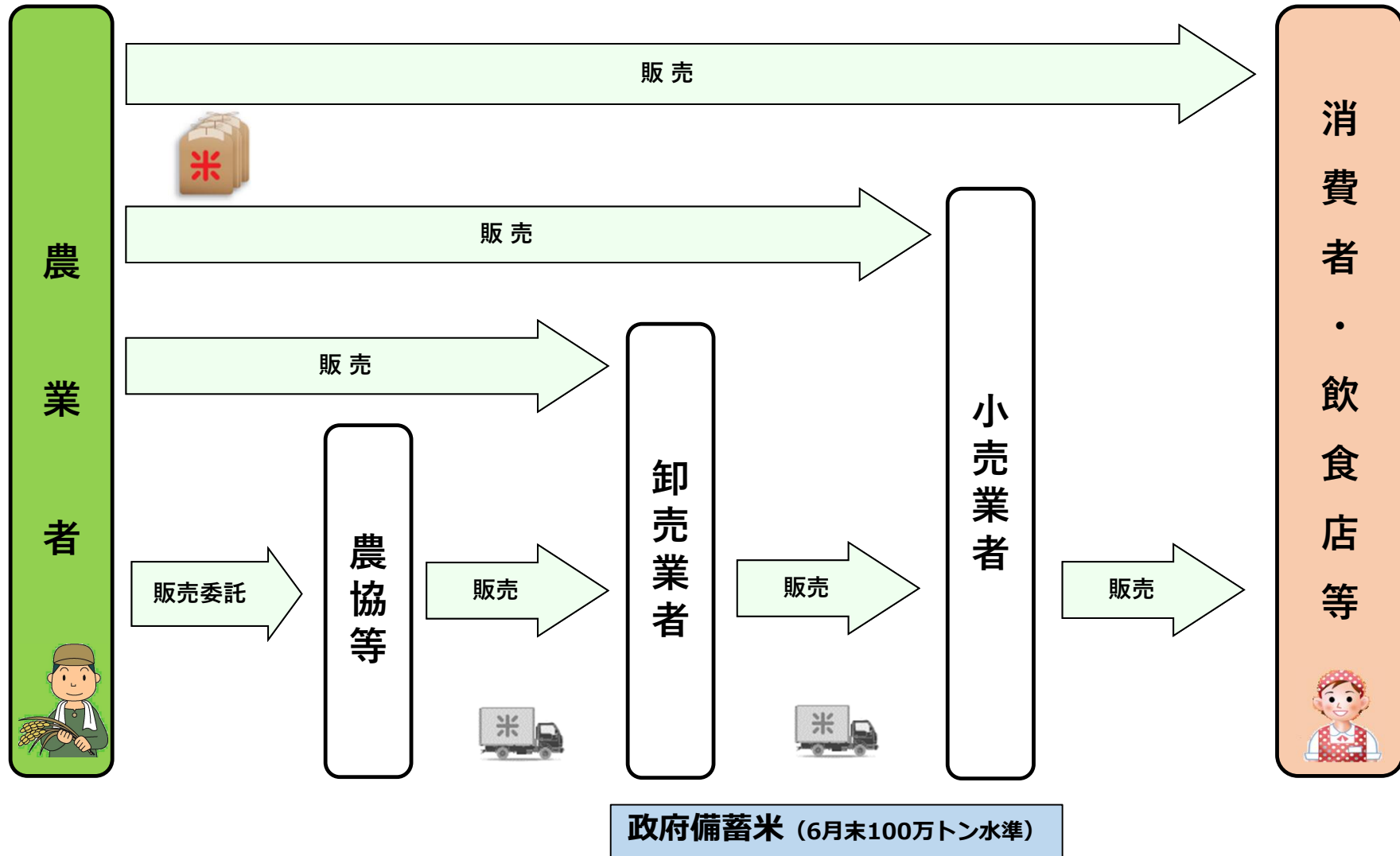
資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

1人当たりの米の消費量は、ピーク時の半分以下！ 米を中心とした日本型食生活も必要！



米の生産・流通の主な流れ

販売先を確保できない農業者は、通常は農協等に販売委託

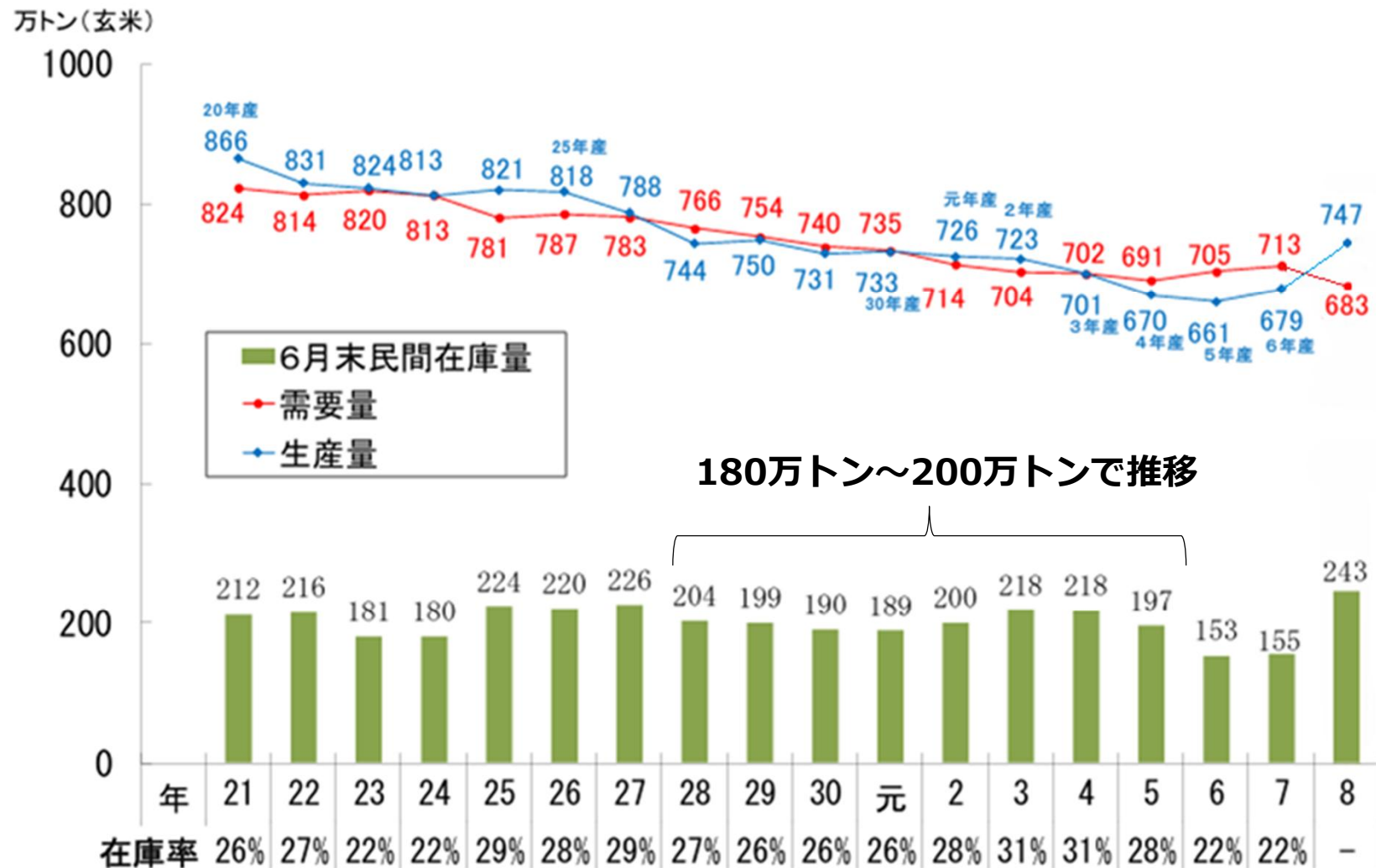


※ 米は、主食用米のほかに、加工米飯、清酒・焼酎、米粉、酢、米菓、味噌、包装もちなどに流通しています。

6月末の民間在庫量の推移

(米は秋に収穫されて販売開始。6月末頃が通常端境期)

- ・ 経済事情により需要量は変動、直近の民間在庫は増嵩



令和7年～令和8年の主食用米の需給実績（速報値）

（令和7年7月～令和8年6月）

令和7年6月末民間在庫量① 155万トン

令和7年産主食用米の生産量② 747万トン
（令和6年産679万トンに比べて、約10万ha、60万トン強の増）

政府備蓄米供給量③ 23万トン

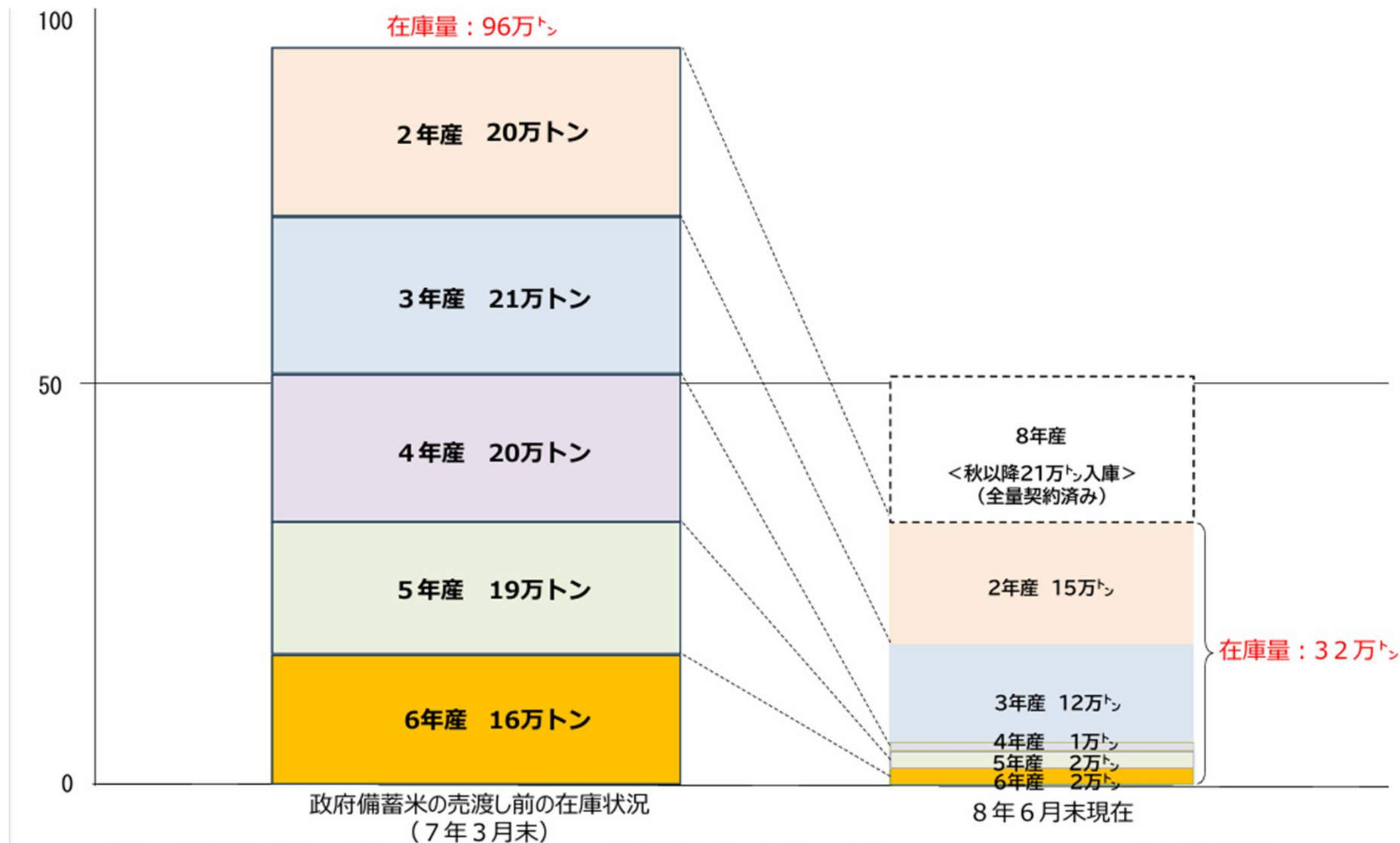
主食用米供給量（④＝①＋②＋③） 925万トン

主食用米需要量⑤ 683万トン
（令和7年7月～令和8年6月）

令和8年6月末民間在庫量（④－⑤） 243万トン

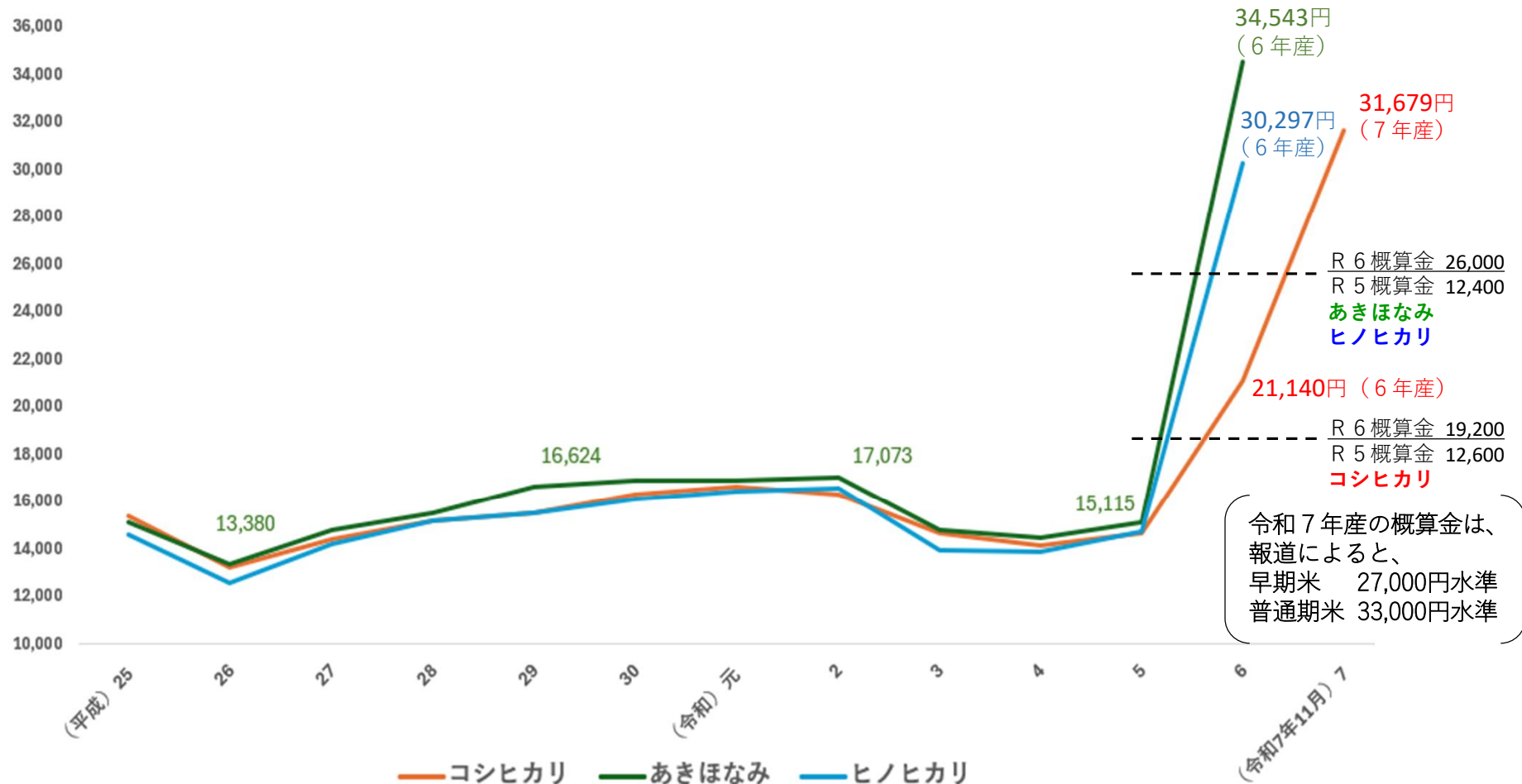
※ 「米穀の需給と価格の安定に関する基本指針」（令和8年7月公表）から抜粋

(参考) 政府備蓄米の在庫状況



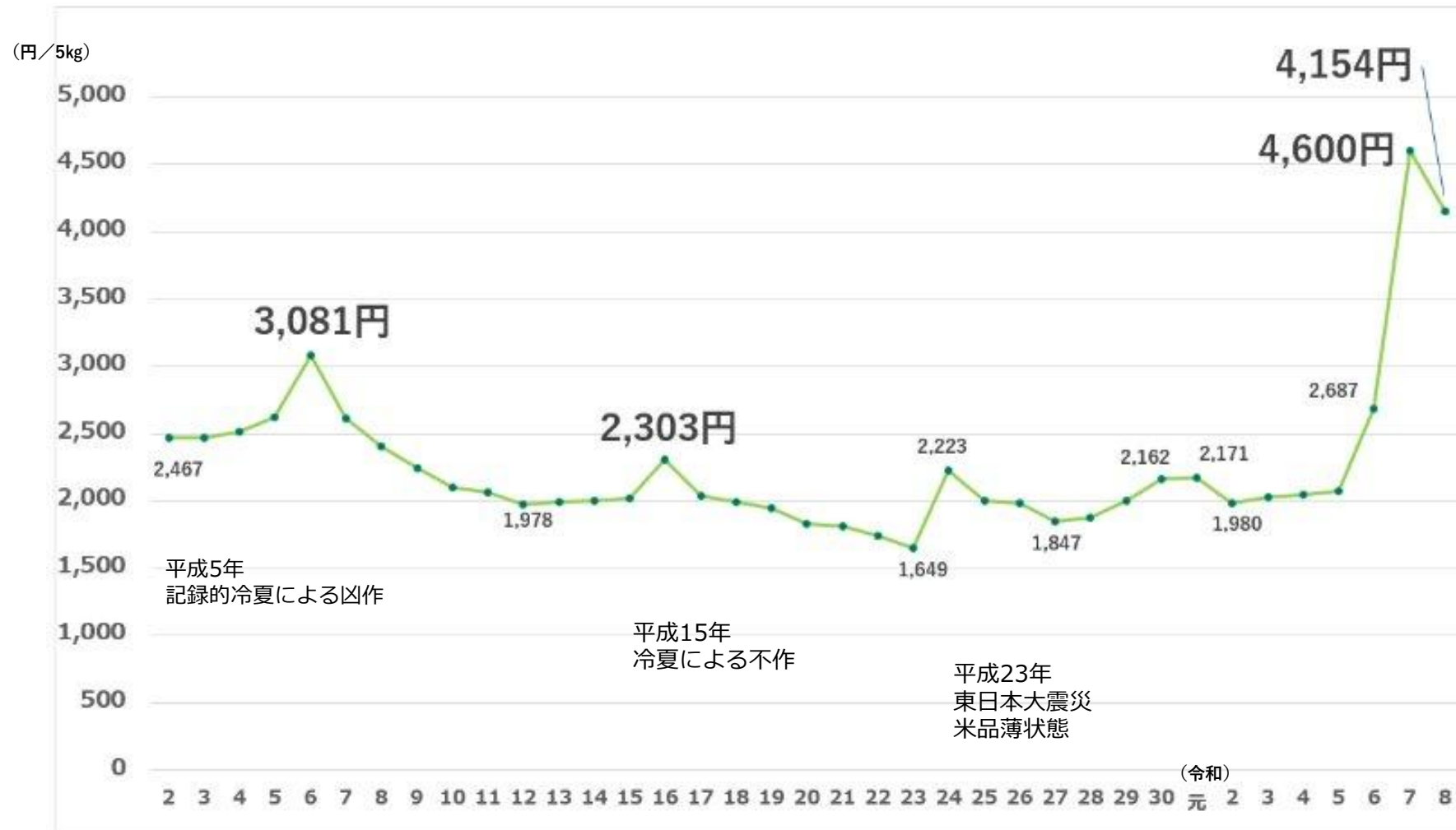
(参考) 鹿児島県産米の価格の推移

主食用 1 等、円／玄米60Kg (税込)



資料：農林水産省ホームページ「米に関するマンスリーレポート」より
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

(参考) 店頭での精米価格（5 kg）の推移



(平成)

出展：総務省統計局の小売物価統計調査（動向編）

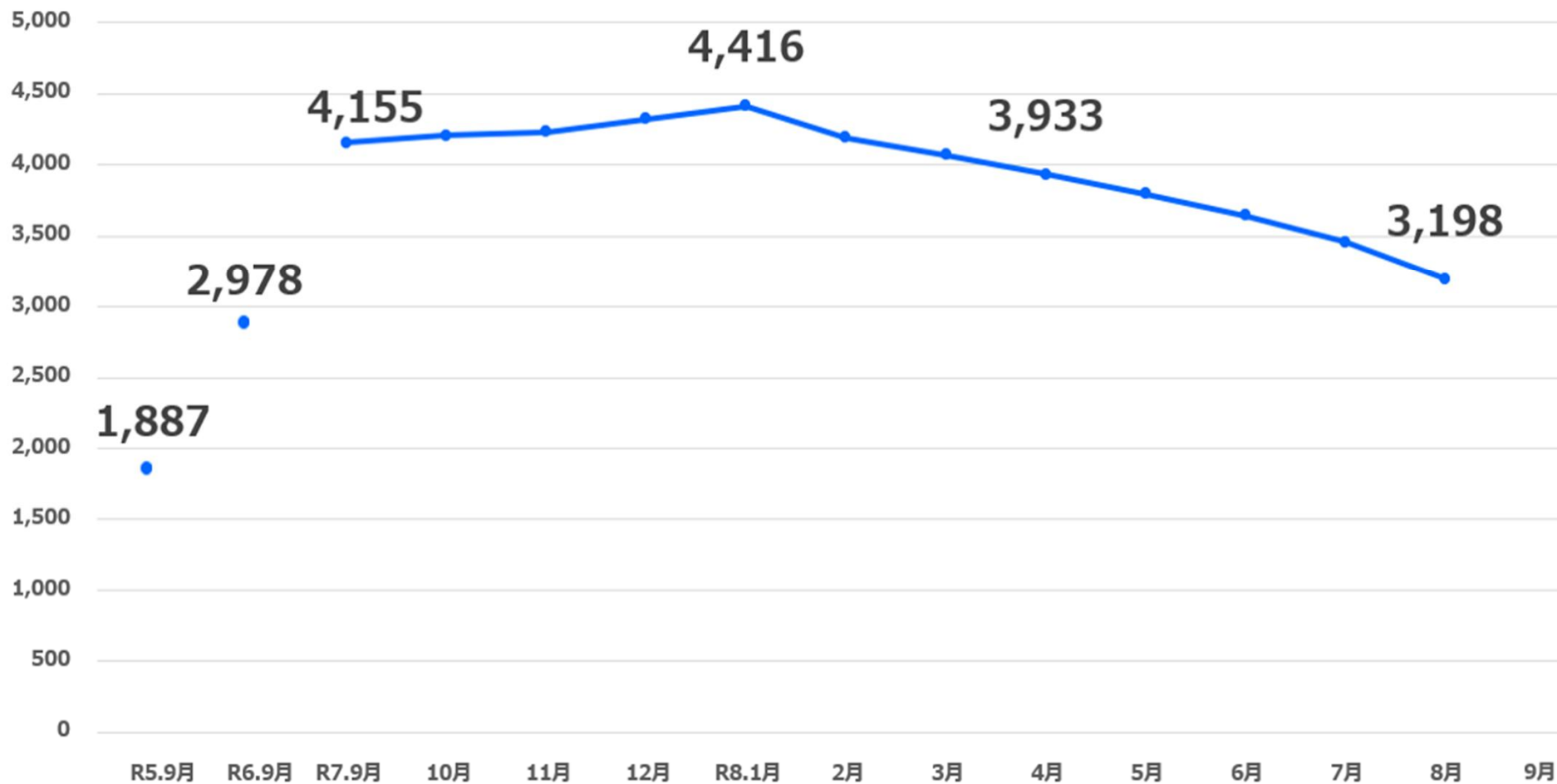
注：主要品目の都市別小売価格-都道府県庁所在市及び人口15万以上の市
うち米(単一原料米,「コシヒカリ」以外)

※令和8年は、7月の精米価格
令和7年までは、年平均の精米価格

(参考) スーパーでの販売価格の推移

(POSデータに基づき作成)

(円/5kg、税込)



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成のものを鹿児島県拠点で編集

注：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。

(参考) 「ごはん」と「ぱん」の比較 (試算)



茶わん一杯 (例：65グラム)



食ぱん 2枚 (例：120グラム)

カロリー **234 kcal**

298 kcal

価格 **約60円**
(例：4,500円／5kg)

約150円
(例：400円／一斤、国産小麦)

米のコスト指標

(令和 8 年 4 月：公益社団法人米穀安定供給確保支援機構公表)

米のコスト指標について（解説）

【趣旨・目的】

- 食料システム法では、食料全般の取引を対象として「費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応じること」等の努力義務が課され、この努力義務が果たされているかの判断基準（協議の速やかな開始、協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと等）に基づき指導・助言等の措置が講じられる。
- 同法に基づき、指定飲食料品等（米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆）について、農林水産大臣が認定した団体によりコスト指標が作成・公表されると、取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能となる。
- これにより、費用を考慮した取引が行われることを通じて、米を含む食料の持続的な供給の実現を図る。

【コスト指標の活用】

- 取引価格は需給状況や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されるもの。
- 実際の取引の場においては、必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定。また、取引では自らの利潤やブランド力も加味した交渉が必要。
（地域別・地帯別等の作成は、各産地の実状を踏まえ、それぞれの産地で対応を検討。）
- 米においては、生産者が買い取りを行う事業者に対して直接交渉する場合や、集荷業者や卸売業者がそれまでの各段階で増加したコストを踏まえた交渉が行われることを想定。
- 消費者に対しては、生産から販売までの各段階の果たす役割や、各段階でどれくらいのコストがかかっているのが周知されることが重要。
- コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。また、取引における価格を約束するものではなく、取引において参照される指標である。

米のコスト指標 (令和8年4月7日公表)

(円/玄米1kg) (税込)
(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)



注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の 基本的考え方・仕組み（抜粋）

スケジュールについて

- 新たな水田政策は、令和9年度から開始することを基本とする。
- 今後、地方説明会等を実施して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、円滑に開始する。
- ただし、秋播き麦の作付け等、令和9年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、引き続き検討する。

(参考) 食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定) (抜粋)

(1) 水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金(水活)を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する(主食用米も対象)。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討 (業務用米)
水活	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等		
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上等</u> の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上等</u> に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 (環境直接支払交付金の見直し)
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、 飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援 (中山間地域等直接支払交付金の見直し)
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 (多面的機能支払交付金の見直し)

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

- 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○ 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け
地方負担の軽減	○ 現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○ 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○ 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
------------	--

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化 ○ 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始 ○ 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進 ○ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進
返還免除規定の徹底	○ 宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底
一体的実施の推進	○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○ 中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択（集落の選択で全て個人払いとすることも可） ○ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

(別紙) 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

- 中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図るとともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。

1. 田（急傾斜・緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1 9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

※2 9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

2. 中山間直払と多面支払の実施イメージ

中山間直払のみ実施している場合



両支払を一体的に実施している場合



3. 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）



新たな環境直接支払交付金

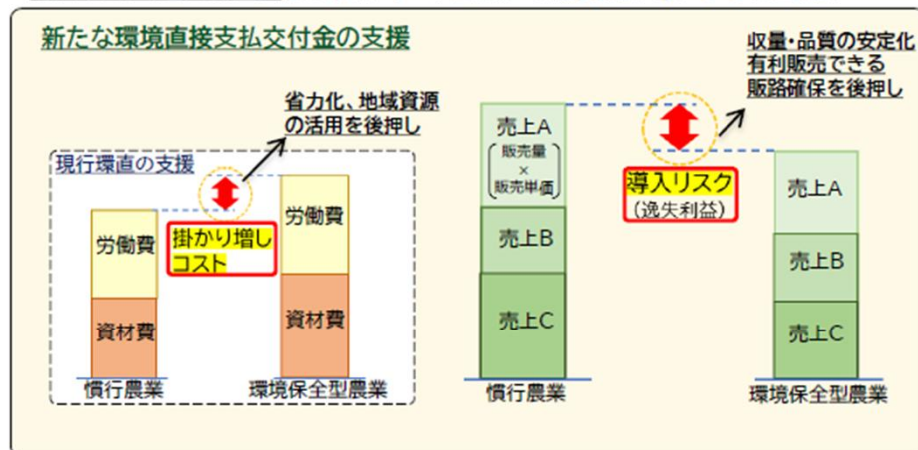
- 環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。このため、環境直接支払交付金は、
- ① これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とする。
 - ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とする。
 - ③ 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとする。

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とする。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益): 農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
- ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
- ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
- ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



(3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった
このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、
 - ① **外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、
 - ② **官民を挙げた備蓄体制を構築し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要**
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す必要**

法律案の概要

1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
 - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加** (第9条関係)
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
 - ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告を義務化** (第11条関係)
 - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**
(第56条第2号、第58条、第59条第1号及び第2号並びに第62条第1号関係)

2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し
 - ・ **生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できる**よう、備蓄の目的を見直し (第3条第2項関係)
- (2) 民間備蓄制度の創設
 - ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け**
(第33条の2から第33条の8まで、第48条の2等関係)

3. 需要に応じた生産の促進

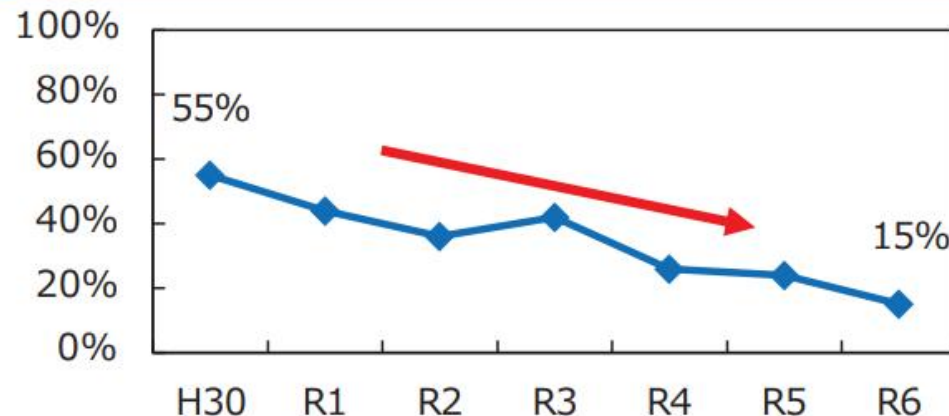
- (1) 生産調整方針の廃止
 - ・ 米の需要減少を前提とした**生産調整方針に関連する規定を廃止**
(改正前第2条、第5条から第7条まで及び第9条第1号関係)
- (2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設
 - ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記**
(第5条関係)

主食用米等の需要に応じた生産への対応（メモ）

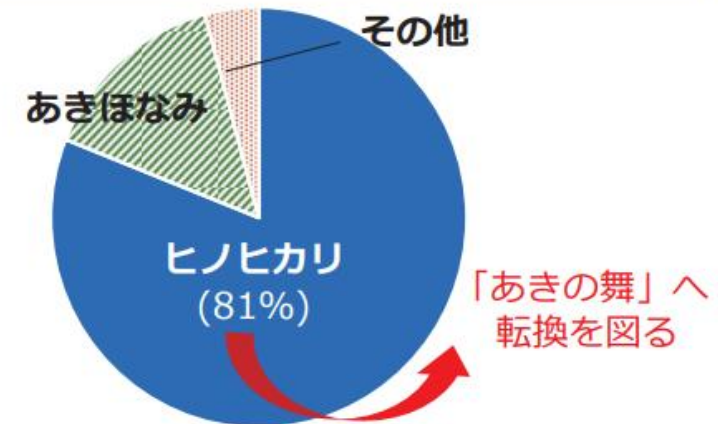
- プロダクトアウトではなく、**マーケットイン**の考え方で、
農業者・農業者団体を主体とした、
主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆など
それぞれごとの**需要に応じた生産**を推進。
（例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用米需要者（飲食品等）の原料は、鹿児島県内で生産するなど）
- **農業者・農業者団体**は、**販売の見通し、在庫状況等を踏まえ、主食用米等の生産をどの程度にするのか**を決めることが適当。
現場では、多様な取引形態がある中で、
 - ・ **事業者等と直接取引**をされている方は、**自らの販売の見通しや在庫状況等を踏まえて**、
 - ・ **農協等に委託販売**をされている方は、**農協等と相談して**、令和8年産の米の生産量、作付面積をどの程度にするのかを決める。
- **加工用米等の出荷団体**は、**傘下の農業者に加工用米等の需要を踏まえた生産を推進**。
行政、農業再生協議会は、**需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報**があれば、それを**農業者・農業者団体に提供**するなど、需要に応じた生産を支援。
- 5年先、10年先を見据えて、米の需要に応じた生産を継続することができるよう、**安定した生産体制の構築**。（例えば、集落営農、サービス事業体も）
地域計画の毎年の話し合いの中で議論するなどにより、将来方向を明確化。
- 地球温暖化等に対応し、
ヒノヒカリに替わる**高温に強く、品質も良い「あきの舞」**の普及。

新しい品種（「あきの舞」）の普及

【現状】夏季の高温などにより主力品種「ヒノヒカリ」の品質は低下傾向



本県産「ヒノヒカリ」の一等米比率
※農林水産省公表(R6年12月31日時点)



本県産普通期水稻の作付比率(R6)
※県農産園芸課調べ

おいしい

○「ヒノヒカリ」と同程度の良食味



＜食味アンケート結果※＞

- もちもちしている
- 甘みがあって美味しい
- 粒感がある など

※令和6年10月、消費者を対象に実施
※個人の感想です

高品質

○暑さに強く、暑い夏でも外観品質が低下しにくい



ヒノヒカリ



あきの舞

- 暑さによる品質低下は、食味の低下につながります
- 「ヒノヒカリ」よりも少し粒が大きいです

(参考) あきの舞の作付面積
令和6年産 2ha
令和7年産 328ha

(参考) 加工用米、麦等の需要に応じた生産の取組事例

【加工用米】（JAあいら）

- ・ 「鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会」とJAあいら及び経済連との連携により、JAあいら管内（姶良市、霧島市、湧水町）の加工用米を供給。
- ・ 協議会では、鹿児島壺造り黒酢が地理的表示GI保護制度に登録され、GI登録による規定の関係で県産米のみを使用。
- ・ 現在、黒酢づくりに適した品種「たからまさり」の作付について県が実証試験中。



霧島市福山町の壺畑

【はだか麦】（姶良市）

- ・ 米収穫後の田を有効利用するため、裏作としての栽培を平成21年にスタート。
- ・ 平成27年に「あい裸麦生産組合」を設立し、地元の加工事業者等と提携。
- ・ はだか麦を使用した加工品（味噌、焼酎、お菓子等）の商品化を展開し、姶良市の蒲生物産館や同市内Aコープ等で販売。



商品化された味噌と焼酎

【小麦】（姶良市）

- ・ 梅雨前に刈取りができ、病気にも強い「せときらら」という品種を導入したことにより、安定した生産でパン工業協同組合と提携。
- ・ パン組合は、組合員に小麦粉を提供し、県産小麦使用パンとして県内のパン屋さんで製造販売。
- ・ パン組合は、県内で栽培された小麦の全量買上を実施するとともに、販路開拓にも取り組む。（学校給食にも提供）



県産小麦使用のパン

鹿児島県産米の生産状況等

鹿児島県の 主食用米の「生産の目安」に対する実績の推移

- 令和7年産の主食用米は、前年に比べて
2,000ha、13,500トン増加（加工用米等からのシフト）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
生産の 目安 ①	98,940 t (20,400ha)	90,000 t (18,600ha)	90,000 t (18,600ha)	89,000 t (18,580ha)
実績 (見込) ②	76,600 t (15,800ha)	73,300 t (15,600ha)	86,800 t (17,600ha)	(18,000ha)
②－①	△ 22,340 t	△ 16,700 t	△ 3,200 t	

資料：鹿児島県提供「生産の目安」を基に作成

鹿児島県における水稻の生産状況

- 令和7年産は、水稻全体の面積は前年に比べて横ばいで、加工用米、WCS用稲等から主食用米にシフト
(焼酎メーカー等加工用需要者、畜産農家等の原料調達等に影響)

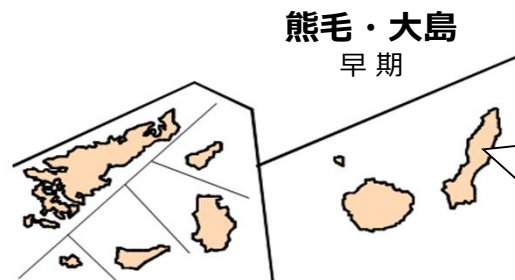
	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産 (見込)
主食用米	↓ 15,800 ha 76,600 t	↓ 15,600 ha 73,300 t	↑ 17,600 ha 86,800 t	18,000 ha
加工用米	↓ 1,389 ha 6,750 t	↑ 1,443 ha 6,997 t	↓ 877 ha 4,244 t	
米粉用米	↓ 12 ha 60 t	↓ 10 ha 48 t	→ 10 ha 47 t	
飼料用米	↑ 880 ha 4,188 t	↓ 745 ha 3,538 t	↓ 340 ha 1,468 t	
WCS用稲	↑ 4,081 ha	↓ 4,156 ha	3,405 ha	
水稻全体 作付面積計	↓ 22,200 ha	↓ 22,000 ha	↑ 22,200 ha	

資料：農林水産省九州農政局「作柄概況」、「加工用米等認定データ」、「作物統計調査」を基に作成

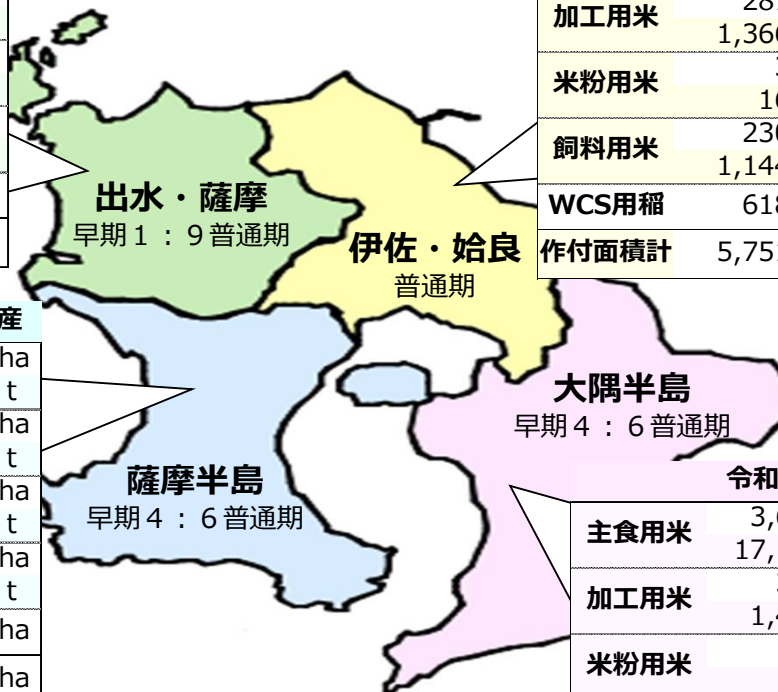
(参考) 作柄表示地帯別の水稲の生産状況

	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	4,010 ha ▼ 20,100 t	4,000 ha ▲ 19,100 t	4,600 ha 22,800 t
加工用米	575 ha ▼ 2,863 t	568 ha ▼ 2,827 t	304 ha 1,517 t
米粉用米	2 ha 11 t	2 ha 10 t	2 ha 9 t
飼料用米	177 ha ▼ 877 t	158 ha ▼ 780 t	46 ha 230 t
WCS用稲	849 ha ▼	847 ha ▼	640 ha
作付面積計	5,613 ha ▼	5,575 ha ▲	5,592 ha

	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	2,850 ha ▼ 12,900 t	2,780 ha ▲ 12,200 t	3,010 ha 14,100 t
加工用米	224 ha ▲ 1,035 t	256 ha ▼ 1,178 t	190 ha 869 t
米粉用米	5 ha ▼ 23 t	1 ha ▲ 5 t	5 ha 20 t
飼料用米	270 ha ▼ 1,227 t	245 ha ▼ 1,105 t	120 ha 542 t
WCS用稲	442 ha ▲	444 ha ▼	375 ha
作付面積計	3,792 ha ▼	3,726 ha ▼	3,700 ha



	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	704 ha ▼ 2,880 t	653 ha ▲ 2,610 t	674 ha 2,740 t
加工用米	0 ha 0 t	0 ha 0 t	0 ha 0 t
米粉用米	0 ha 0 t	0 ha 0 t	0 ha 0 t
飼料用米	62 ha ▼ 264 t	57 ha ▼ 240 t	48 ha 204 t
WCS用稲	269 ha ▲	274 ha ▼	257 ha
作付面積計	1,035 ha ▼	984 ha ▼	979 ha



	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	4,620 ha ▲ 23,700 t	4,640 ha ▲ 22,600 t	5,190 ha 26,600 t
加工用米	281 ha ▲ 1,366 t	297 ha ▼ 1,444 t	191 ha 925 t
米粉用米	3 ha 16 t	3 ha 14 t	3 ha 17 t
飼料用米	230 ha ▼ 1,144 t	201 ha ▼ 1,001 t	80 ha 402 t
WCS用稲	618 ha ▲	635 ha ▼	390 ha
作付面積計	5,751 ha ▲	5,775 ha ▲	5,854 ha

	令和5年産	令和6年産	令和7年産
主食用米	3,680 ha ▼ 17,100 t	3,540 ha ▲ 16,800 t	4,110 ha 20,500 t
加工用米	310 ha ▲ 1,486 t	321 ha ▼ 1,548 t	192 ha 933 t
米粉用米	2 ha ▲ 10 t	4 ha ▼ 18 t	0 ha 1 t
飼料用米	141 ha ▼ 676 t	85 ha ▼ 411 t	45 ha 219 t
WCS用稲	1,903 ha ▲	1,956 ha ▼	1,744 ha
作付面積計	6,036 ha ▼	5,906 ha ▲	6,091 ha

※令和7年産は見込み

(参考) 鹿児島県の米の農産物検査数量の推移

- 米の農産物検査数量は、
主食用米の生産量の半分以下（45%～50%程度）で推移

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産 (12月31日現在)
水稻うるち玄米	36,088 t	39,017 t	32,517 t	40,461 t
水稻もち玄米	295 t	275 t	219 t	222 t
醸造用玄米	3 t	2 t	2 t	2 t
計	36,387 t	39,294 t	32,738 t	40,685 t
主食用米の生産実績	79,300 t	76,600 t	73,300 t	86,800 t
検査実績／生産実績	45.9%	51.3%	44.7%	46.9%

資料：農林水産省「米穀の農産物検査結果等」を基に作成

(参考) 鹿児島県内の主食用米の民間在庫量、生産量の推移

(玄米ベース)

	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年	令和6/7年	令和7/8年
6 月 末 民間在庫量 A	13,781 t	17,907 t	16,932 t	8,510 t	11,699 t
主食用米等 生産実績 B	81,900 t	79,300 t	76,600 t	73,300 t	86,800 t
主食用米等 需 要 量 C (C=A+B-D)	77,774 t	80,275 t	85,022 t	70,111 t	t
6 月 末 民間在庫量 D	17,907 t	16,932 t	8,510 t	11,699 t	t

1. A「6月末民間在庫量」は、食糧法第52号に基づく米穀の取引に関する報告によるデータ。
報告対象者は、米穀の出荷又は販売の事業を行う届出事業者で、生産者からの年間の玄米仕入数量が5百トン以上の米穀集荷業者及び年間の玄米仕入数量が5百トン以上の米穀販売事業者。
なお、在庫の中には、県外から仕入れた主食用米も含まれる。
2. B「主食用米等生産実績」は、農林水産統計の作物統計調査による水稻収穫量のデータ。
3. C「主食用米等需要量」は、民間在庫量Aと生産実績Bを足して、次年度の6月末民間在庫量Dを引いたもの。
4. D「6月末民間在庫量」は、次年度に持ち越した民間在庫量。

加工用米に関する情報

加工用米について

- 加工用米は、**主食用米では対応し難い低価格帯需要の加工用途向けに供給**することを目的に、

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき、
農業者と加工用米需要者等との契約の下、
農業者が生産し、加工用米需要者に供給されるもの。

- 加工用米の需要に応じた生産を推進する観点から、

「**水田活用の直接支払交付金**」において、
加工用米は**戦略作物として位置付け**られ、
加工用米を生産する農業者に対し、令和8年産では、
20,000円／10a + 産地交付金を支援。

産地交付金には、加工用米の取組加算金32,000円／10a、
作付拡大加算金4,000円／10a、継続作付加算金3,000円／10a、
また、地域農業再生協議会によっては、更に加算金を設定する場合あり。

(参考) 加工用米の基準単収の設定

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別添 1)

1. 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

県協議会の長は、各市町村又は地域協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別平年収量に整合した市町村又は地域協議会別の単収を設定し、原則として地域協議会の長に通知。

2. 農業者別の単収

地域協議会の長は、地域協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知。

[地方農政局等への協議]

県協議会及び地域協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議。

鹿児島県における加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
うるち米	6,866 (1,417)	6,730 (1,387)	6,641 (1,368)	6,910 (1,425)	4,187 (866)
もち米	167 (34)	223 (45)	109 (22)	87 (17)	57 (11)
計	7,033 (1,451)	6,953 (1,432)	6,750 (1,389)	6,997 (1,443)	4,244 (877)
うち県内向け	2,107	1,942	2,304	2,781	1,653
	30.0%	27.9%	34.1%	39.7%	38.9%

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定・届出受理データ」を基に作成

鹿児島県における用途別の加工用米の生産の状況

単位：玄米トン

	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
加工米飯	2,584	2,762	2,854	1,701	1,034
焼 酎	2,315	2,198	2,034	2,709	1,557
清 酒	411	502	367	827	561
米 粉	244	180	358	434	281
酢	321	249	194	152	147
米 菓	211	282	165	173	132
味 噌 等	137	126	132	189	27
包装もち	159	188	105	81	51
そ の 他	652	466	541	733	455
計	7,033	6,953	6,750	6,997	4,244

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定・届出受理データ」を基に作成

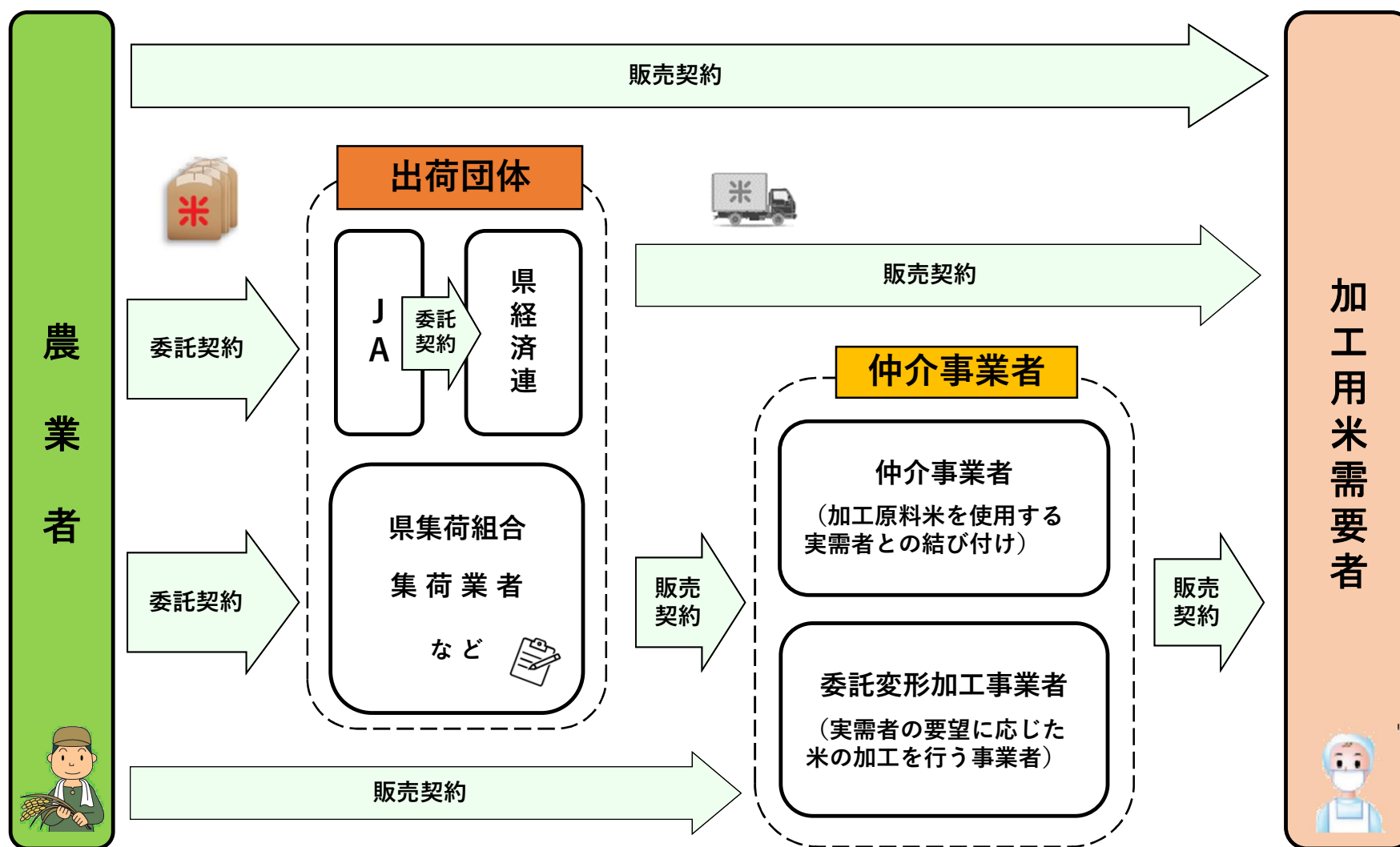
鹿児島県の地域別・用途別の加工用米の生産状況 (令和7年産)

単位：玄米トン

	薩摩半島	出水・薩摩	伊佐・姶良	大隅半島	熊毛・大島	計
加工米飯	183	473	226	152	-	1,034
焼 酎	683	396	265	213	-	1,557
清 酒	3	375	18	165	-	561
米 粉	-	149	83	50	-	281
酢	-	3	143	-	-	147
米 菓	-	-	24	108	-	132
味 噌 等	-	-	21	5	-	27
包装もち	-	18	33	-	-	51
そ の 他	-	103	111	241	-	455
計	869	1,517	925	933	0	4,244

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画届出受理データ」を基に作成

(参考) 加工用米の生産・流通の主な流れ



《 注 》 上記以外に、中間流通事業者、とう精業者など多くの関係業者がかかわる場合もあり、すべての流通経路を図示しているものではありません。

加工用米を調達するための手続の流れ

(JA・集荷業者を通じた取引、令和8年産を想定)

手続き時期	農 業 者	出 荷 団 体	仲 介 事 業 者 委託変形加工事業者	加工用米需要者
令和8年	水田活用の直接支払交付金に係る営農計画書の提出 (→ 農林水産省) 加工用米取組計画認定申請書の提出 (→ 農林水産省) 委託契約(→ 出荷団体)	委託契約 (→ 農業者) 販売契約 (→ 仲介事業者)	販売契約 (→ 出荷団体、需要者) 加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)	販売契約 (→ 出荷団体、仲介事業者) 加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)
～ 6月末	加工用米出荷	加工用米検査、 集荷及び販売	荷受・運送・保管 及び販売	購入 ○年度加工用米等受払状況等 報告書 (→ 農林水産省)
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月		加工用米生産出荷数量一覧報告 (→ 再生協・農林水産省)		
12 月		加工用米検査結果一覧の報告 (→ 再生協・農林水産省)		

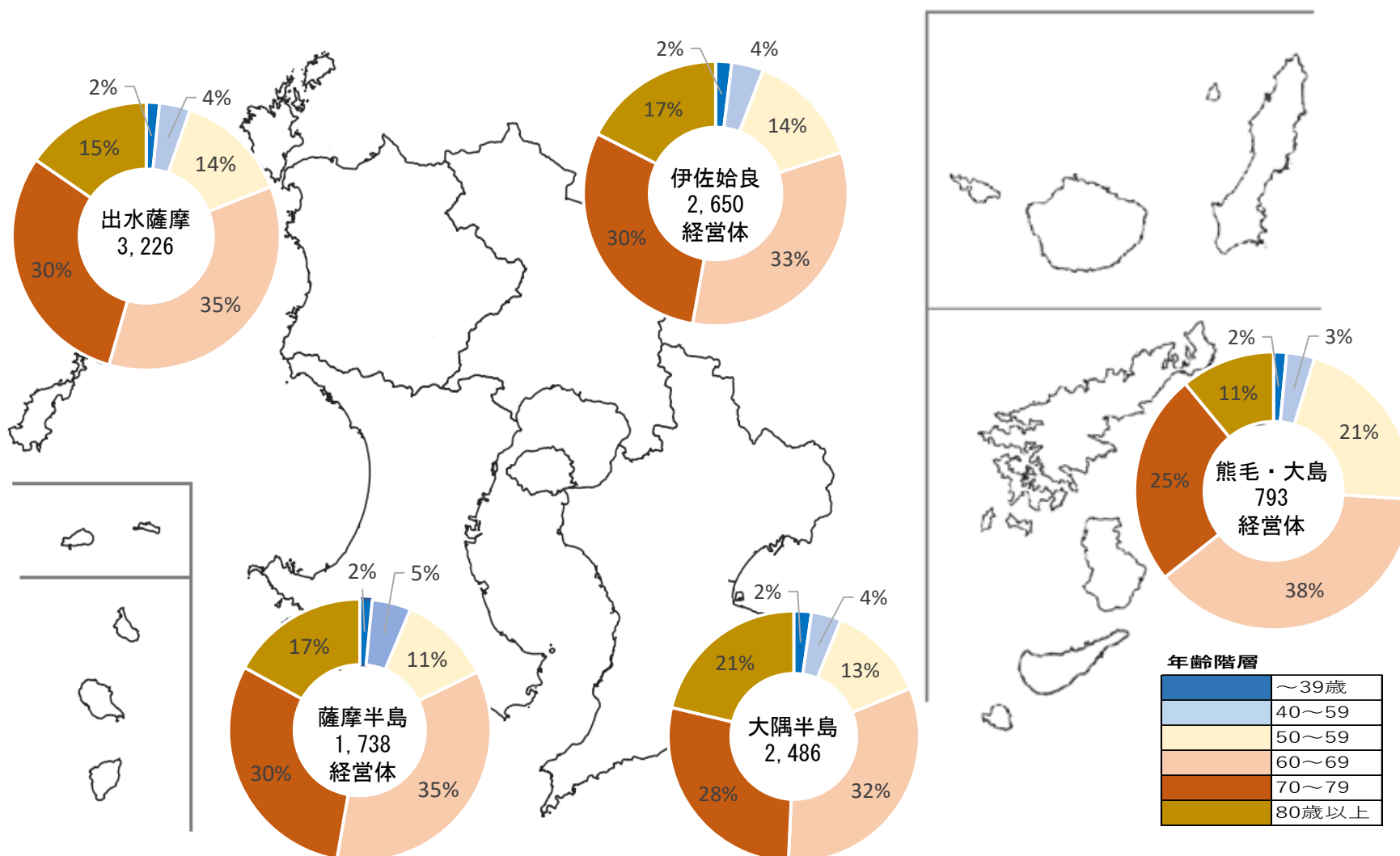
※ 数量及び価格は、取引者間同士の協議によって決定。

※ 上記に関わらず、農業者と加工用米需要者の直接取引も可能。

参考資料

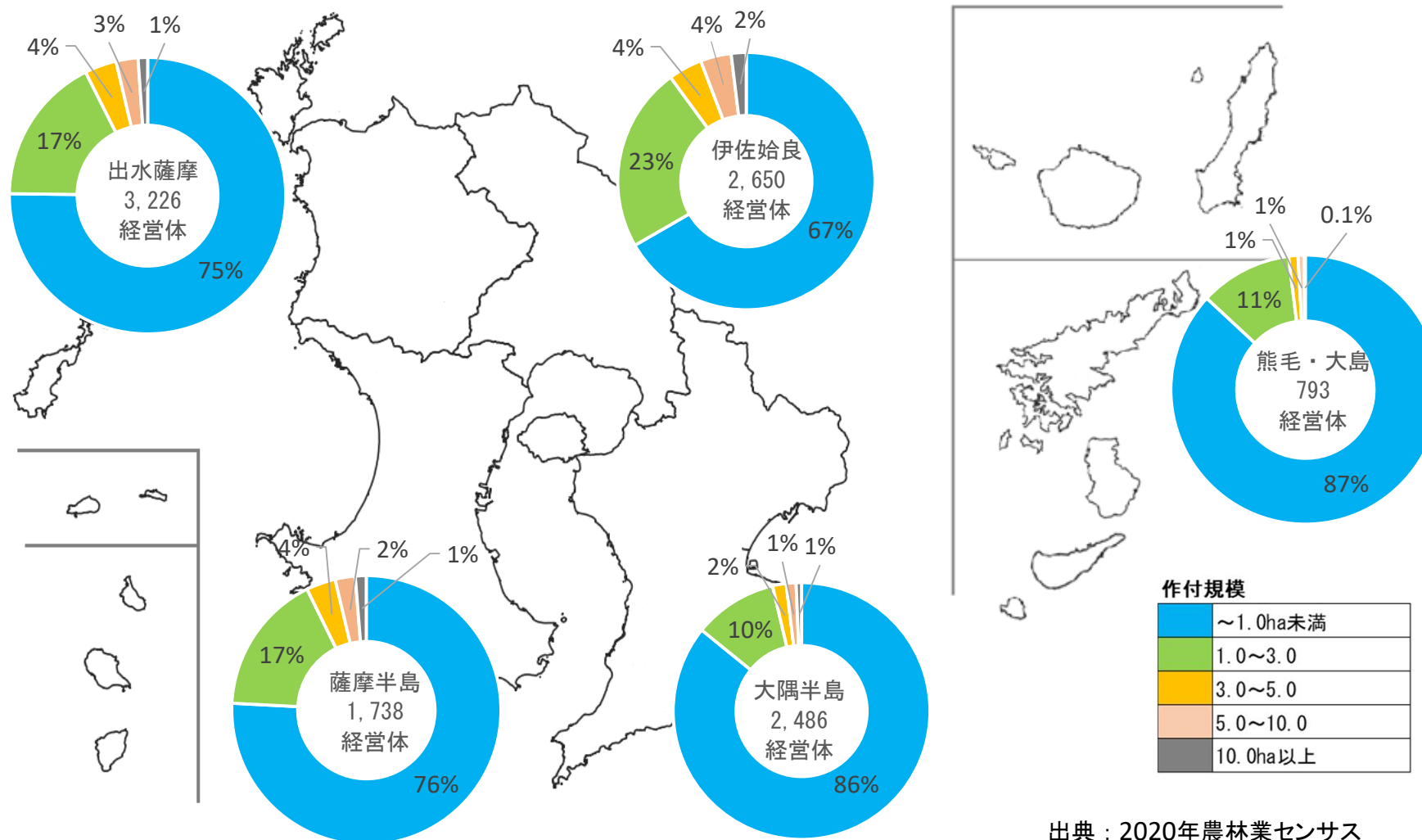
鹿児島県の水稲作経営体の状況等

(参考) 鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・年齢構成別）

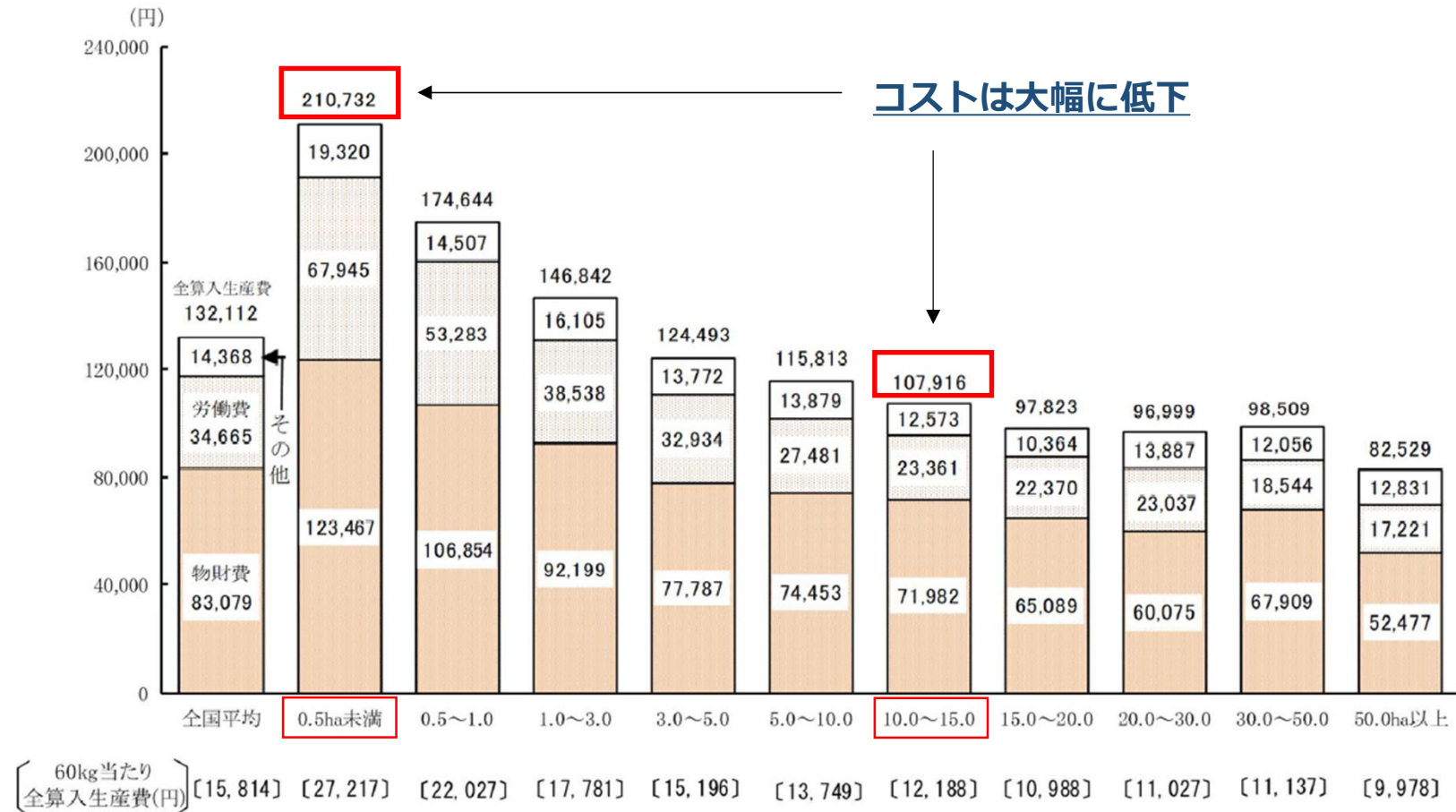


出典：2020年農林業センサス

(参考) 鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・作付規模別）



米の作付規模別の全算入生産費 (令和6年産・個別経営体・全国、10a当たり)



※ 小規模経営体も、

- ・ まとまれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

10年先のことを考えると・・・

**鹿児島県の稲作を継続し、
安定供給できるようにするためには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

皆さんの地域は、どうされますか？

**労働力不足への対応、生産性の向上には、
必要に応じて、圃場整備を行った上で、
デジタル技術・データの活用も有効！**

令和 9 年度予算概算要求について

(事業によっては事項要求あり)

6 コメの生産性向上支援

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

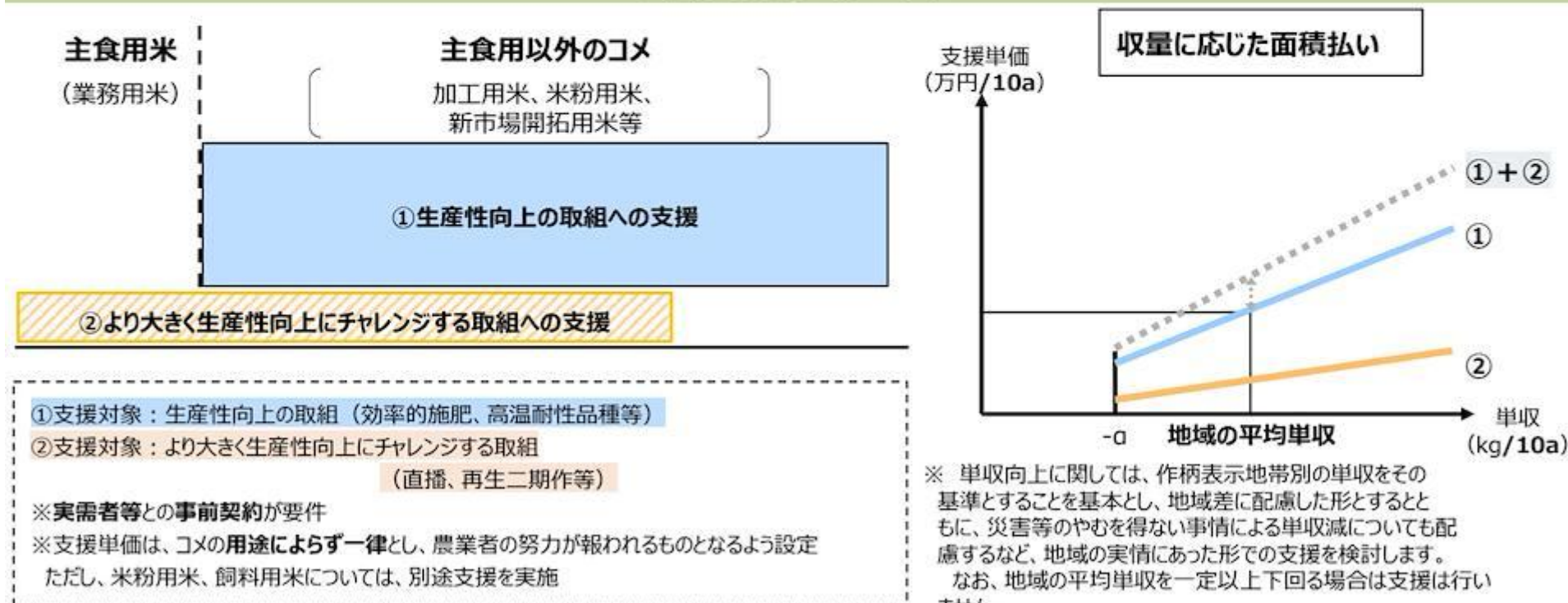
<対策のポイント>

農業者の急減に対応しながら、多様なニーズ・用途の米を、将来にわたり国民へ安定供給するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの生産性向上を行っていく環境を整備することが重要です。

このため、以下の対策を講じます。

- ① 主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援します。
- ② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援します。

<事業の内容・イメージ>



○ このほか、酒造好適米の安定供給に向けた取組を支援します。

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

7 米粉用米・飼料用米に対する特別支援

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米**については、**追加で支援**を行います。

米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていません。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要**があります。

これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在すること**を踏まえ、**必要量（下図右の赤枠部分）を確保できるよう対応**します。

いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援**します。

<事業の内容・イメージ>

米粉用米・飼料用米に対する特別支援



生産性向上の取組への支援

（前ページで示した
コメの生産性向上支援）

より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

※収量に応じて支援

（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。）

※**米粉用米**は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に関心する実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とします。

※**飼料用米**は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とします。

飼料用米の利用者層のイメージ



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-6744-2517)
畜産局飼料課 (03-6744-2399)

8 麦・大豆の生産性向上支援

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる**麦・大豆**は国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題があります。

安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、**生産性向上**に向けて、適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進することが重要です。

このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援します。

<事業の内容・イメージ>

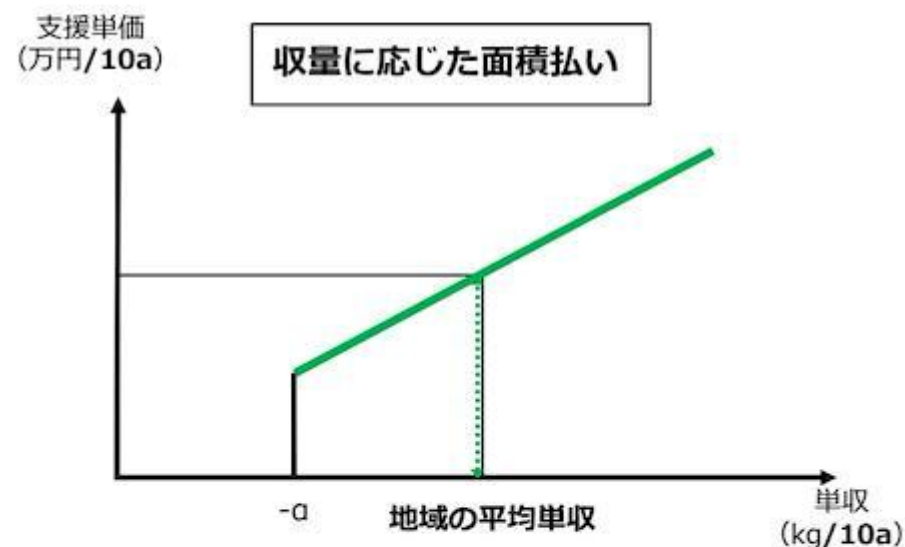
対象作物：

- ・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・大豆

支援単価等：

適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援します。

水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定します。



※ 単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討します。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課

(03-6744-2108)

9 飼料作物の生産性向上支援

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

- 基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、**田畑をフル活用していく観点から、他作物より省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要です。
- 一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進することが必要です。
- このため、地域の実情に配慮して、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**します。

<事業の内容・イメージ>

✓ 対象作物：

- ・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
- ・WCS用稲（飼料用米を除く）

※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたものです。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促します。

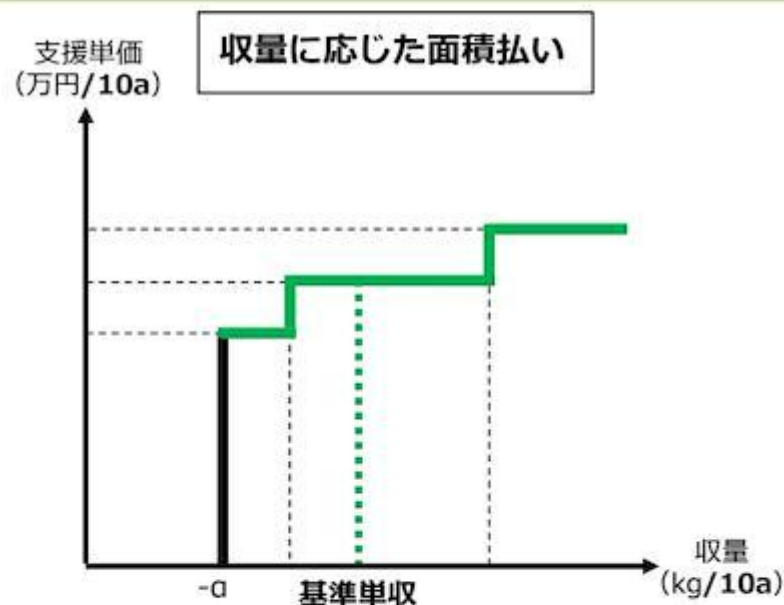
✓ 支援対象者：

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
生産性の高い奨励品種の利用促進
飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
気候変動・獣害に対応した栽培 等

✓ 支援単価等：

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定します。



- ※ 収量はロール数等を確認します
- ※ 基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定します。災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮します。なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。

【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-3502-5993)

10 産地交付金の見直し

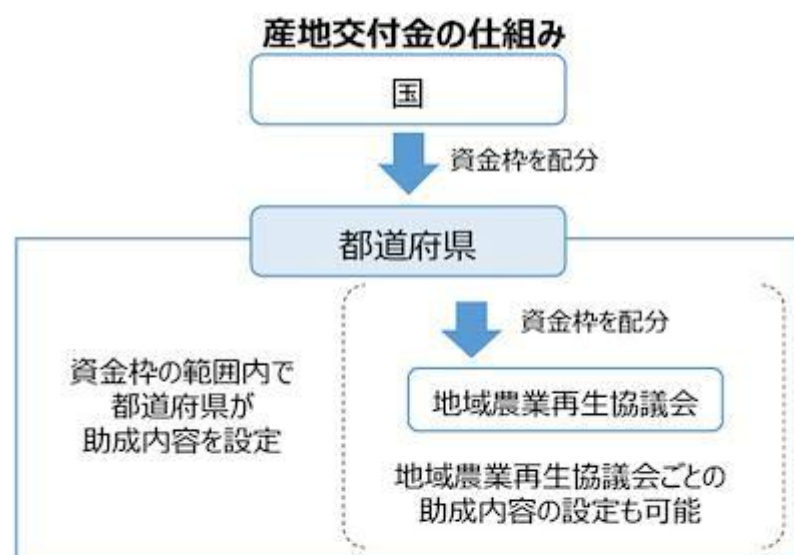
令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

産地交付金については、水田を活用し、地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果上げてきましたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、支援の効果検証とその結果に基づく支援内容の見直しがされていない等の課題があります。

このため、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じて効果的な産地形成が促進される仕組みに見直します。

<事業の内容・イメージ>



今後

※配分の設定主体は都道府県を基本とします。

※配分方法時、中山間地域等の条件不利地域に配慮します。

都道府県や全国の地域再生協会の調査で明らかとなった課題

- ① 都道府県や地域の設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化といった効果を評価できる目標がない
- ② 効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない
- ③ 都道府県への配分基準に透明性がないとの指摘

対応

- ① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する定量的な目標を設定
- ② 都道府県や地域による支援の効果の評価・検証をし、PDCAを適切に行って、支援内容の随時の見直しを行う
- ③ 客観的指標に基づく配分の透明化等を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

（参考）作付面積以外の目標の設定例

- ・ 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
- ・ 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
- ・ 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
- ・ 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

11 日本型直接支払

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、日本型直接支払を実施しています。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮及び農業生産活動における環境負荷の低減

<事業の内容>

<令和9年度の見直しの内容>

多面的機能支払

事項要求（前年度 50,048百万円）

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

【農地維持支払】

○多面的機能を支える共同活動を支援

活動内容 に着目



水路の泥上げ

活動組織の支援の充実

- 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進
- 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

共通

プッシュ型による取組強化

○国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化

返還免除規定の徹底

○高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底

一体的実施の推進

○中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る

中山間地域等直接支払

事項要求（前年度 28,460百万円）

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

対象地域 に着目



中山間地域

対象農用地の拡大

○傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け

地方負担の軽減

○現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討

新たな環境直接支払

事項要求（前年度－）

○有機農業等の環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援

取組内容 に着目



有機農業

対象者の拡大

○みどり認定農業者を対象（個人・団体いずれの申請も可）

導入リスクにも対応した支援

- ① 有機農業への転換、② 環境価値を創出する取組、③ 土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援
- 同一圃場での同一取組への支援は5年間を区切りとし、新たな圃場への取組拡大等を促進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2081）

○ 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業

令和9年度予算概算要求額 7,856百万円（前年度 1,514百万円）

<対策のポイント>

新たな食料・農業・農村基本計画においては、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源をフル活用した食料自給力の確保を位置付けたところであり、**米については、生産コストの低減等による生産性の向上、種子の安定供給、輸出や米粉等の需要拡大に係るKPIを設定しています。**この実現に向け、用途ごとの米に関する生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

- 米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg〔令和5年度〕→9,500円/60kg〔令和12年度まで〕）
- 稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率（100%〔令和12年度まで〕）
- 米・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量（35.3万t（原料米換算）〔令和12年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 米穀等生産力強化促進事業

1,496百万円（前年度714百万円）

① 種子生産基盤強化総合対策

高温耐性や多収性などの多様なニーズに対応した品種転換に必要な**種子の生産・供給体制の構築**や種子供給体制の維持に向け**新たな生産者の確保、面積拡大の取組等**を支援します。



② 生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

稲作の大幅なコスト削減に向けた**地域全体で取り組む経営分析や革新的な技術の検証等**や、労働力不足への対応策となる**直播の導入**を支援します。

3. 米穀等需要開拓事業

3,180百万円（前年度220百万円）

① 米需要創造価値推進事業

米の消費量減少に歯止めをかけるため、**米の付加価値への理解に繋がる、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信等の取組**を支援します。
また、喫食シーンに合わせた消費拡大に向けた戦略を策定します。

② 米・米加工品輸出拡大総合対策事業

米・米加工品・米粉の更なる輸出拡大に向け、**海外需要開拓・商流構築等に向けた取組、輸出拠点の供給力強化に向けた施設整備等**を支援します。



2. 米穀流通円滑化促進事業

330百万円（前年度30百万円）

① 米穀流通情報整備事業

非主食用米を含む用途別の米の需給見通しへの移行に向け、米穀の流通状況を的確に把握するための**情報収集・分析手法の整備**を行います。

② 米流通効率化支援事業

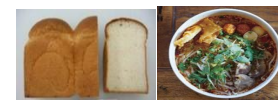
流通構造の合理化・効率化等に向け、**流通等の共同化や産地との長期契約に基づく直接取引等の取組**を支援します。

4. 米穀需給安定対策事業

2,850百万円（前年度額550百万円）

① 米粉需要創出・利用促進事業

国産米粉の特徴を活かした**新商品の開発**、米粉の利用拡大に向けた**情報発信、ハングルデン認証等の取得、学校給食への利用促進、製粉・食品製造事業者の規模拡大の取組等**を支援します。
また、米粉用米の安定供給に向けた**原料米の複数年契約の取組**を支援します。



② 米穀需給変化対応事業

米の需給変化に即応し、加工用米・新市場開拓用米等の安定供給を実現するため、流通事業者が策定する需給安定計画に基づき、**各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組**を支援します。



【お問い合わせ先】

農産局穀物課

(03-3502-5959)

52

米穀需給変化対応事業

令和9年度予算概算要求額 550百万円（前年度550百万円）

<対策のポイント>

米の需給変化に即応し、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の安定供給を実現するため、流通事業者が策定する加工用米等の需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。

<事業目標>

加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の安定的な供給体制の強化

<事業の内容>

1. 需給の変化に即した加工用米等の供給体制の構築

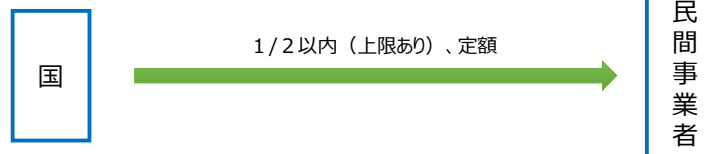
加工用米等の需給安定計画※1を策定した流通事業者が、各年の需給状況に対応しながら、中長期的に加工用米等の安定的な販売を行うために、翌年以降※2に販売することを念頭に置いた加工用米等の保管経費等を支援します。

- ① 対象作物：加工用米・新市場開拓用米・米粉用米
- ② 補助率：1/2以内（上限あり）
- ③ 支援対象経費：保管経費、集約経費（運送経費を含む）

2. 連携体制の構築

流通事業者等の関係者の参画のもとで行う、加工用米等の需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、取組に必要な調査等を支援します（定額）。

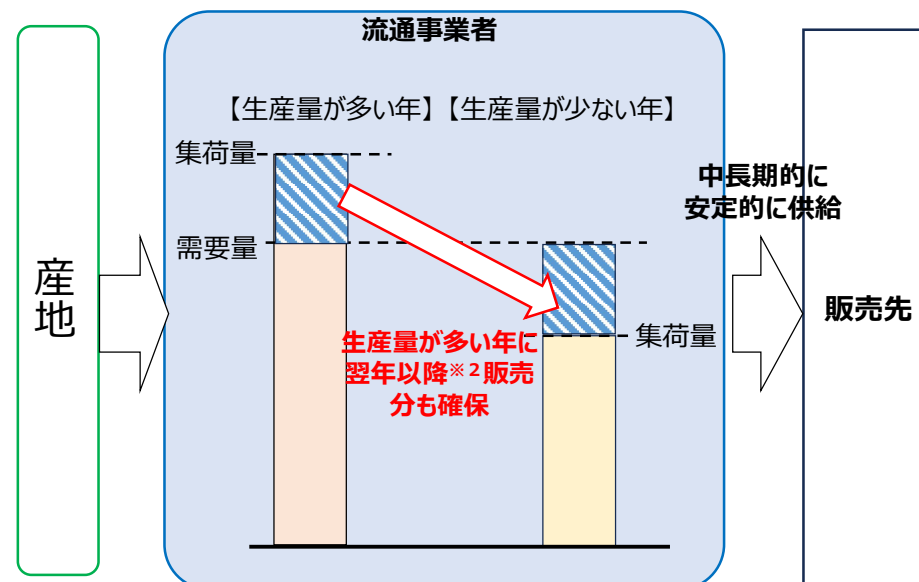
<事業の流れ>



<事業イメージ>

※1 需給安定計画

- ✓ 流通事業者が策定する、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米に関して、需給状況の変化に即した供給を行うために必要な取組内容、目標等を盛り込んだ計画



※2 翌年11月以降

【お問い合わせ先】

農産局企画課

（03-3597-0191）

76 経営所得安定対策

令和9年度予算概算要求額（所要額）260,655百万円（前年度 246,235百万円）

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する米・畑作物の収入減少影響緩和交付金を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）197,410百万円（前年度 192,413百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

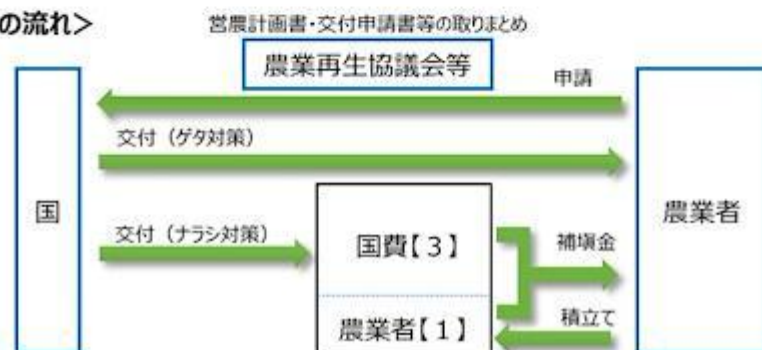
（所要額）52,067百万円（前年度 46,777百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和8年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

3. 経営所得安定対策等業務運営事業等 11,178百万円（前年度 7,046百万円）

農業再生協議会が行う交付申請の受付や要件確認など、経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。また、水田政策の見直しに伴うシステム改修に加え、人工衛星による作付確認や申請手続の電子化など効率化の取組に助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

〔交付単価〕（令和8年産から適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg	てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,090円/1t	15,030円/1t
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg	そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg	なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg			

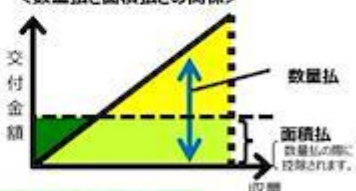
〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>

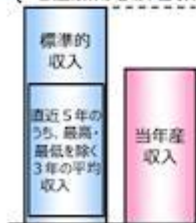


<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕



〔農業者ごとに算定〕



〔お問い合わせ先〕 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

交付対象農地に関する質問への回答

(質問)

- ・ 経営所得安定対策（ゲタ、ナラシ）の交付金や水田活用の直接支払交付金については、自己所有農地や利用権が設定されている農地以外も交付対象になるのか。

(回答)

- 1 現場では、相続未登記の農地が多く、農地関連法に基づく使用収益権等の設定ができない農地が多く存在しています。
- 2 こうした事情がある中で、担い手の経営安定や自給率の向上を図るために措置している経営所得安定対策（ゲタ、ナラシ）の交付金や水田活用の直接支払交付金については、交付対象者に適切に交付金を交付できるようにするため、農地関連法に基づく使用収益権等を有している田又は畑のほか、販売権を含めた農作業受託契約を締結している田又は畑も交付対象農地に含めています。
- 3 基本的には、交付金を受けようとする者が交付申請を行う際に提出する営農計画書に作付面積や作物名などを申告する際に、耕作者と地権者が異なる時は、地権者の氏名等を記載してもらうことで確認済としています。

次項へ

（参考）根拠規定

（経営所得安定対策関係）

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 1 の 1 の（１）の②のアの（イ）

- ・ その者（集落営農にあってはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次の a から c までの全ての事項を約したもの（以下「農作業委託契約」といいます。）に基づき、他の者（集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じです。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積
 - a 受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと
 - b その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること
 - c その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

（水田活用の直接支払交付金関係）

経営所得安定対策等実施要綱（別紙 1）水田活用の直接支払交付金の交付対象農地の 1 の（2）の①

- ・ 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。
また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。

経営所得安定対策等実施要綱（様式第 2 号の参考）水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意についての 6 の（12）

- ・ 「地権者（権原を有する者）」
作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

(参考) 農林水産省ホームページ

●米の流通状況等について

※小売・卸売・生産の各段階でのデータを整理し掲載。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r6_kome_ryutu.html

●米をめぐる参考資料

※最近の米をめぐる状況を取りまとめてあります。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/kome_siryou.html



●米に関するマンスリーレポート

※米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

米に関するマンスリーレポート (令和7年9月号)



●米に関するメールマガジン

※米の流通に係る需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等について提供。
ご登録いただいた方に、毎月1回無料で配信されます。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mailmg.html>

「米に関するマンスリーレポート(マンスリー)」とは、米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表しています。掲載に反した内容・内容は本報告に添付していただくものではありません。

「お問い合わせ」は、お問い合わせ先を指定してお問い合わせください。お問い合わせ先は、お問い合わせ先を指定してお問い合わせください。

農林水産省

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点では SNSの公開ページを開設しました！

農政の動き、鹿児島県拠点の活動レポートなど、
タイムリーに配信いたします！

Facebook



九州農政局鹿児島県拠点

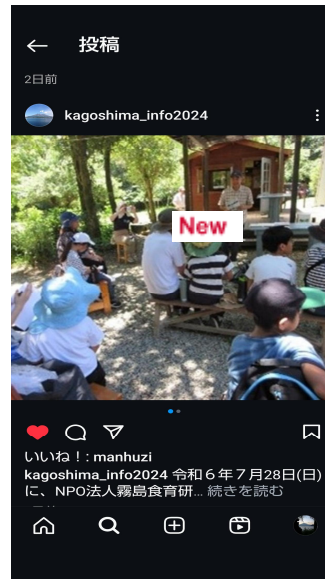


リンク先

→<https://www.facebook.com/kagoshimakenkyoten>



Instagram



リンク先

→https://www.instagram.com/kagoshima_info2024/



X(エックス)



リンク先

→https://x.com/kyushu_kago



**資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点をお願いします。**

連絡先：099(222)5840

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点のホームページ

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/index.html>



鹿児島県拠点 HP↓